

指示 (案)

平成28年3月13日09時30分

- 福島県知事 殿
- 大館町長 殿
- 双葉町長 殿
- 富岡町長 殿
- 浪江町長 殿

原子力災害対策現地本部長

東京電力(株)福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所で発生した事故に
関し、原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定に基づき下記のとおり指示す
る。

記

ヒト
ホウ

放射能除染スクリーニングの実施にあたっては、現時点で主たる線量を与える核種
がヨウ素131、セシウム137等であると考えられることに鑑み、当面、γ線サーベイ
メータにより~~40Bq/cm²~~または6000cpmを基準として実施すること。

10,000

除染を

ヨウ素剤の服用
に際しては

及び安定ヨウ素剤の服用*

なお、小児に対しては、防カマニ[®]アル[®]を
参考の上、ヨードシロ[®]プロ[®]を服用させる
こと。

また、40歳以上の成人については、
本人が希望する場合は限り、
服用させること。

安定ヨウ素剤を